

みんなでいきる相談センター 重要事項説明書

(指定一般相談支援事業・指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業)

この説明書は、当事業所と指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

障害者総合支援法 指定相談支援事業所

社会福祉法人みんなでいきる 地域生活支援部

みんなでいきる相談センター

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 みんなでいきる
法人の所在地	新潟県上越市西城町2-10-15大島ビル307
法人の電話番号	025-530-7260
法人のFAX番号	025-530-7261
代表者氏名	理事長 大島 誠

2 事業所の概要

事業所名	みんなでいきる相談センター	
所在地	〒942-0724 新潟県上越市石橋2丁目3番29号 ぱれっと1階	
電話番号	025-546-7984	
FAX番号	025-544-3367	
管理者氏名	江部 健幸	
事業所番号	指定一般相談支援事業所	平成24年10月1日指定
	指定特定相談支援事業所	事業所番号 1530300068
	指定障害児相談支援事業所	平成24年10月1日 事業所番号 1570300036
事業実施地域	新潟県上越市全域	
主たる対象者	特になし	
サービスの種類	・指定一般相談支援事業 指定地域相談支援サービス(地域移行支援、地域定着支援) ・指定特定相談支援事業 指定計画相談支援サービス ・指定障害児相談支援事業 指定障害児相談支援サービス	
福祉サービス 第三者評価	未実施	

3 サービスの提供日及び提供時間

提供日	月曜日～金曜日(祝日、12月29日から1月3日を除く)
提供時間	午前8時30分～午後5時30分
その他	上記の営業日、営業時間のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な態勢を取っています。

4 職員体制

職種	資格	勤務形態	人員	業務内容
管理者 相談支援専門員	相談支援専門員	常勤・兼務	1	◆従業者および業務の管理 ◆サービスの利用計画の作成 ◆障害福祉サービス事業者との連絡調整等
相談支援専門員	相談支援専門員	常勤・専従	1	◆サービスの利用計画の作成 ◆障害福祉サービス事業者との連絡調整等
相談支援専門員	相談支援専門員	常勤・兼務	2	◆サービスの利用計画の作成 ◆障害福祉サービス事業者との連絡調整等

※サービス利用のために

①相談支援専門員の変更を希望される場合は、お申し出ください。

②従業員への研修の実施

ア 採用後1月以内に採用時研修を実施しています。

イ 年1回以上、継続研修を実施しています。

4 サービスの内容

(地域移行支援)

障害者支援施設を利用している知的障害者や精神科病院等に長期入院している精神障害者を中心として、住居の確保、その他地域における生活の移行するための支援をおこないます。

(1)地域移行支援計画の作成を行います。

・利用者に面接を行い、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成します。

・作成に当たっては、適切な方法で、利用者についてその心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。

(2)地域移行支援計画を基に、下記のサービスを提供します。

相談及び援助	利用者に面接し、利用者の心身の状況等を確認した上で、利用者が地域における生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるとともに、地域生活への移行のための外出に際し同行し、必要な支援を行います。 ※面接又は同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、少なくとも、1ヶ月に2回行います。
障害福祉サービス事業の体験的な利用	利用者の心身の状況等に応じて、地域における生活に移行するための障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援)の体験的な利用を行います。
1人暮らしに向けた体験的な宿泊	利用者の心身の状況等に応じて、利用者との常時の連絡体制を確保しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた体験的な宿泊を行います。

(地域定着支援)

単身の障害者を中心とし、常時の連絡体制を確保し、地域生活を支える支援を各関係機関等と連携して行います。

(1)地域定着支援台帳を作成します

・利用者に面接して、利用者の心身状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、その上で利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の把握を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を適切に行えるよう備えます。

・支援内容の検討結果を基に、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等、関係機関の連絡先、その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援の台帳を作成します。

(2)地域定着支援台帳を基に、次のサービスを提供します。

常時の連絡体制の確保等	利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
-------------	--

緊急の事態への 対処等	緊急の事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行い、利用者の家族、利用者の利用する障害福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的な滞在による支援等の措置を講じます。
----------------	--

(計画相談支援・障害児相談支援)

(1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行います。

(2) アセスメントの実施

- ① サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者等の心身の状況・置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
- ② アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行ふものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るよう努めます。

(3) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。

(5) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかを区分した上で、サービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

(6) 継続的なモニタリングの実施

- ① モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録します。
- ② モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

※障害児相談支援をご利用の場合、上記の「サービス等利用計画」は「障害児支援利用計画」となります。

5 サービスの利用料金

・指定地域移行支援サービス、指定計画相談支援サービス、指定障害児支援サービスに関する利用料金は、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付額等を受領する場合(法定代理

受領)は、利用者の自己負担はありません。

・法定代理受領を行わない上記の相談支援サービスを提供した際は、サービスを提供が発生した障害者等から、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとします。

(1)利用料

項 目		サービス料金
地域移行支援	地域移行支援サービス費(Ⅰ)	3,613単位/月
	地域移行支援サービス費(Ⅱ)	3,157単位/月
	地域移行支援サービス費(Ⅲ)	2,422単位/月
	初回加算	500単位/月
	集中支援加算	500単位/月
	退院・退所月加算	2,700単位/月
	障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)	500単位/日
	障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)	250単位/日
	体験宿泊加算(Ⅰ)	300単位/日
	体験宿泊加算(Ⅱ)	700単位/日
	ピアサポート体制加算	100単位/月
	居住支援連携体制加算	35単位/月
	地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	500単位/回
地域定着支援	地域定着支援サービス費(体制確保)	315単位/月
	地域定着支援サービス費(緊急時支援費(Ⅰ))	734単位/月
	地域定着支援サービス費(緊急時支援費(Ⅱ))	98単位/月
	ピアサポート体制加算	100単位/月
	日常生活支援情報提供加算(月1回を限度)	100単位/月
	居住支援連携体制加算	35単位/月
	地域居住支援体制強化推進加算(月1回を限度)	500単位/月
計画相談支援	機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)	2,014単位/月
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	1,914単位/月
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)	1,822単位/月
	機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)	1,672単位/月
	サービス利用支援費(Ⅰ)	1,572単位/月
	サービス利用支援費(Ⅱ)	732単位/月
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,761単位/月
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1,661単位/月
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)	1,558単位/月
	機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)	1,408単位/月
	継続サービス利用支援費(Ⅰ)	1,308単位/月
	継続サービス利用支援費(Ⅱ)	606単位/月
	利用者負担額上限管理加算	150単位/月
	初回加算	300単位/月
	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)	300単位/月
	ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	100単位/月

	入院時情報連携加算(Ⅰ)	200単位/月
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	100単位/月
	退院・退所加算(3回を限度)	200単位/月(1回につき)
	居宅介護支援事業所等連携加算 (訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)	300単位/月(情報提供以外) 100単位/月(情報提供)
	医療・保育・教育機関等連携加算 (面談(計画作成月))	200単位/月
	医療・保育・教育機関等連携加算 (面談、情報提供(病院等、それ以外)は月1回、通院同行は月3回を限度) (通院同行) (情報提供)	200単位/月 (面談(計画作成月)) 300単位/月 (面談モニタリング月) 300単位/月(1回につき) 150単位/月(1回につき)
	集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度)	300単位/月 (訪問、会議開催、会議参加) 300単位/月(通院同行) 150単位/月(情報提供))
	サービス担当者会議実施加算	100単位/月
	サービス提供時モニタリング加算	100単位/月
	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	ピアサポート体制加算	100単位/月
	地域生活支援拠点相談強化加算	700単位/月(月4回を限度)
	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/月(月1回を限度)
障害児相談支援	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)	2,201単位/月
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)	2,101単位/月
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)	2,016単位/月
	機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,866単位/月
	障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,766単位/月
	障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815単位/月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,896単位/月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	1,796単位/月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)	1,699単位/月
	機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)	1,548単位/月
	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,448単位/月
	継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662単位/月
	利用者負担額上限管理加算	150単位/月

	初回加算	500単位/月
	イ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)	300単位/月
	ロ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	100単位/月
	イ 入院時情報連携加算(Ⅰ)	300単位/月
	ロ 入院時情報連携加算(Ⅱ)	150単位/月
	退院・退所加算(3回を限度)	300単位/月(1回につき)
	保育・教育等移行支援加算 (訪問、会議参加、情報提供それぞれで月1回を限度)	300単位/月(情報提供以外) 150単位/月(情報提供)
	医療・保育・教育機関等連携加算 (面談、情報提供(病院等、それ以外)は月1回、通院同行は月3回を限度) (通院同行) (情報提供)	200単位/月 (面談(計画作成月)) 300単位/月 (面談(モニタリング月)) 300単位/月(1回につき) 150単位/月(1回につき)
	集中支援加算 (訪問、会議開催、会議参加、情報提供(病院等、それ以外)はそれぞれで月1回、通院同行は月3回を限度)	300単位/月 (訪問、会議開催、会議参加) 300単位/月(通院同行) 150単位/月(情報提供)
	サービス担当者会議実施加算	100単位/月
	サービス提供時モニタリング加算	100単位/月
	イ 行動障害支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 行動障害支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	イ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月
	ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)	30単位/月
	ピアサポート体制加算	100単位/月
	地域生活支援拠点相談強化加算	700単位/月(月4回を限度)
	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/月(月1回を限度)

※1単位は、10円として計算します。

※法定代理受領のため、実費での負担はありません。

※上越市は一部の地域を除き特別地域加算の対象となります(大潟区、頸城区は対象外)

(2)交通費

上越市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、従業者が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、上越市とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離によって実費をご負担いただきます。

交通費の実費＝境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離(km: 端数切捨て)×37円

6 利用料の請求及び支払方法

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月 25 日までに前月分の請求をいたします。請求の翌月(利用2ヵ月後)の25日にご指定の金融機関口座からの口座振替を行

います

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

市役所福祉課に申請を提出します。その後、当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の相談支援事業者をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア 自立支援給付で相談支援を受けていたご利用者が、支給決定により相談支援が不要と判断された場合

イ ご利用者が亡くなられた場合

④その他

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 利用者の記録や情報の管理・開示

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人みなでいきる個人情報保護規程に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。また、利用者に対するサービス提供に関する諸記録は、指定相談支援サービス等を提供した日から5年間保存します。

(1) 記録項目

- ①地域移行支援計画
- ②地域定着支援台帳
- ③サービス利用計画
- ④アセスメントの記録
- ⑤サービス担当者会議等の記録
- ⑥モニタリング結果の記録
- ⑦契約内容報告書
- ⑧利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑨事故の状況及び事故に際しての対応の記録

(2) 閲覧・複写の受付

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のご利用者相談・苦情窓口

担当者	江部 健幸
電話番号	025-520-8970
FAX番号	025-520-8971
受付日	平日(祝日、12月29日～1月3日は除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(2) その他

当事業所以外に、当法人の第三者委員やお住まいの市町村及び新潟県運営適正化委員会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

第三者委員氏名	電話番号
佐藤 健	025-536-9080
加藤 正子	025-548-2632

相談・苦情窓口	電話番号
上越市 福祉課 障害福祉係	025-526-5111
新潟県福祉サービス運営適正化委員会	025-281-5584

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、相談支援専門員等へ連絡いたします。

11. 事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、障害福祉サービス事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

当事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保株式会社
保険名	福祉サービス総合保険
補償の概要	怪我の補償・賠償責任の補償・感染症補償

12 秘密の保持について

- ①当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ②当事業所で従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③事業者では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。